

議案第二十八号

港区幼稚園教育職員~~の~~期末手当に関する規則の一部を改正する規則について

令和七年三月二十六日

港区教育委員会

令和7年3月26日  
教育委員会議案資料 No. 7

港区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則（案）

港区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則（平成十二年港区教育委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第五項中「又は修学部分休業」を「、修学部分休業」に、「時間（」を「時間又は勤務時間条例第十八条の三に規定する子育て部分休暇により勤務しない時間（」に改める。

第三号様式中「滌盥」を「盥滌」に改める。

#### 付 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第三号様式の改正規定は、同年六月一日から施行する。

令和7年3月26日

教育委員会議案資料 No. 7-2

港区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則新旧対照表

改正案

現行

(前略)

(欠勤等日数)

第五条 (略)

2～4 (略)

5 前三項に定めるもののほか、第一項の欠勤等日数の算定に当たっては、一日の正規の勤務時間の一部について、私事欠勤等の取扱いを受けた時間、修学部分休業、高齢者部分休業若しくは育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業により勤務しない時間又は勤務時間条例第十八条の三に規定する子育て部分休暇により勤務しない時間(以下「部分休業等により勤務しない時間」という。)があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第一項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。

(中略)

(前略)

(欠勤等日数)

第五条 (略)

2～4 (略)

5 前三項に定めるもののほか、第一項の欠勤等日数の算定に当たっては、一日の正規の勤務時間の一部について、私事欠勤等の取扱いを受けた時間又は修学部分休業、高齢者部分休業若しくは育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業により勤務しない時間(以下「部分休業等により勤務しない時間」という。)があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第一項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。

(中略)

第一号様式・第二号様式 (略)

第三号様式 (別紙のとおり)

第四号様式 (略)

付則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第三号様式の改正規定は、同年六月一日から施行する。

第一号様式・第二号様式 (略)

第三号様式 (別紙のとおり)

第四号様式 (略)

(改正案)

第3号様式(第9条関係)

処 分 説 明 書	
(一時差止処分を受ける者)	
(採用年月日) 年 月 日	(離職年月日) 年 月 日
(離職時の所属)	(離職時の役職名)
(離職時の給料月額)	円 ( 給料表 級 号給)
(処分発令年月日) 年 月 日	(根拠条項)
(処分の対象となる手当)	
(刑事事件との関係)	逮捕日 年 月 日 起訴日 年 月 日
(一時差止処分の理由) (思料される犯罪に係る罰条： )	
<p>(一時差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、一時差止められている 期末手当 が支給される。</p> <p>1 この処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>2 この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合</p> <p>3 一時差止処分を受けた者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されることなくこの処分に係る 期末手当 の基準日から起算して1年を経過した場合 (ただし、一時差止処分を受けた者が在職期間中の行為に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことがこの処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。)</p> <p>4 一時差止処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき 期末手当 の支給を差し止める必要がなくなったと認める場合</p>	
年 月 日	(一時差止処分者) <span style="float: right;">印</span>

(現 行)

第3号様式 (第9条関係)

処 分 説 明 書	
(一時差止処分を受ける者)	
(採用年月日) 年 月 日	(離職年月日) 年 月 日
(離職時の所属)	(離職時の役職名)
(離職時の給料月額)	円 ( 給料表 級 号給)
(処分発令年月日) 年 月 日	(根拠条項)
(処分の対象となる手当)	
(刑事事件との関係)	逮捕日 年 月 日 起訴日 年 月 日
(一時差止処分の理由) (思料される犯罪に係る罰条： )	
<p>(一時差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、一時差止められている 期末手当 が支給される。</p> <p>1 この処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>2 この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合</p> <p>3 一時差止処分を受けた者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されることなくこの処分に係る 期末手当 の基準日から起算して1年を経過した場合 (ただし、一時差止処分を受けた者が在職期間中の行為に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことがこの処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。)</p> <p>4 一時差止処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき 期末手当 の支給を差し止める必要がなくなったと認める場合</p>	
年 月 日	(一時差止処分者) <span style="float: right;">印</span>